官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○不動産登記規則の一部を改正する省令（法務三八）　一
〔その他告示〕
○家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁三）　三
○令和八年産あへんの納付期限を定めた件（厚生労働二二二）
○高速自動車国道に関する件
（国土交通六三一、六三二）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同六三三、六三四）
○船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示の一部を改正する件
（同六三五）
○道路に関する件
（近畿地方整備局八一、八二）　四
〔国会事項〕
内閣　内閣府　金融庁　最高裁判所　五
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
櫛田川水系、宮川水系、網走川水系及び相模川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　七
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
除籍が滅失した件（法務省告示配八四）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係　二六
会社その他

省令

○法務省令第三十八号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十三条第二項（同法第百三十六条第二項、第百四十条第六項及び第百四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百五十条の規定に基づき、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十一日

法務大臣　平口　洋

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　［略］	第五章　［同上］
第一節　［略］	第一節　［同上］
第二節　［略］	第二節　［同上］
第一款　［略］	第一款　［同上］
第二款　筆界特定の申請の受付等（第二百十四条―第二百十七条の二）	第二款　筆界特定の申請の受付等（第二百十四条―第二百十七条）
［第三款～第五款　略］	［第三款～第五款　同上］
［第三節～第六節　略］	［第三節～第六節　同上］
第六章　［略］	第六章　［同上］
附則	附則
（職権による登記の抹消の場合の公告の方法）	（職権による登記の抹消の場合の公告の方法）
第百五十四条　法第七十一条第二項の公告は、抹消すべき登記が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は登記所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であってインターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第二百十七条第一項（第二百三十	**第百五十四条**　法第七十一条第二項の公告は、抹消すべき登記が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は登記所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であってインターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第二百十七条第一項（第二百三十

二条第五項、第二百四十四条第四項、第二百四十五条第四項及び第二百四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項第二号（第二百二十三条第二項、第二百三十二条第五項、第二百四十四条第五項、第二百四十五条第五項及び第二百四十六条第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）を使用する方法により二週間行うものとする。

（公告及び通知の方法）

第二百十七条　［略］

［2・3　略］

4　法第百三十三条第二項に規定する法務省令で定める方法は、法務局又は地方法務局の使用に係る電子計算機と同項各号に掲げる事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　法務局又は地方法務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第百三十三条第二項各号に定める事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

（測量又は実地調査の通知）

第二百十七条の二　前条第二項及び第四項の規定は、法第百三十六条第一項の規定による通知について準用する。

第三款　意見又は資料の提出

（意見聴取等の期日の通知）

第二百二十三条　［略］

2　第二百十七条第二項及び第四項の規定は、前項の通知について準用する。

（筆界特定の公告及び通知）

第二百三十二条　［略］

［2～4　略］

二条第五項、第二百四十四条第四項、第二百四十五条第四項及び第二百四十六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第二百四十六条第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）を使用する方法により二週間行うものとする。

（公告及び通知の方法）

第二百十七条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

［条を加える。］

第三款　意見又は資料の提出

（意見聴取等の期日の通知）

第二百二十三条　［同上］

2　第二百十七条第二項の規定は、前項の通知について準用する。

（筆界特定の公告及び通知）

第二百三十二条　［同上］

［2～4　同上］

5　第二百十七条第一項の規定は法第百四十四条第一項の規定による公告について、第二百十七条第二項及び第四項の規定は法第百四十四条第一項の規定による関係人に対する通知について、それぞれ準用する。

（申請の却下）

第二百四十四条　［略］

［2～4　略］

5　筆界特定登記官は、法第百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請を却下したときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項並びに第二百十七条第二項及び第四項の規定は、この場合における通知について準用する。

（申請の取下げ）

第二百四十五条　［略］

［2～4　略］

5　筆界特定登記官は、法第百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請の取下げがあったときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項並びに第二百十七条第二項及び第四項の規定は、この場合における通知について準用する。

（筆界特定書の更正）

第二百四十六条　［略］

2　筆界特定登記官は、筆界特定書を更正したときは、申請人に対し、更正の内容を通知するとともに、更正した旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。法第百三十三条第二項並びにこの省令第二百十七条第二項及び第四項の規定はこの場合における通知について、同条第一項の規定はこの場合における公告について、それぞれ準用する。

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の当該標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

5　第二百十七条第一項の規定は法第百四十四条第一項の規定による公告について、第二百十七条第二項の規定は法第百四十四条第一項の規定による関係人に対する通知について、それぞれ準用する。

（申請の却下）

第二百四十四条　［同上］

［2～4　同上］

5　筆界特定登記官は、法第百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請を却下したときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項及び第二百十七条第二項の規定は、この場合における通知について準用する。

（申請の取下げ）

第二百四十五条　［同上］

［2～4　同上］

5　筆界特定登記官は、法第百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請の取下げがあったときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項及び第二百十七条第二項の規定は、この場合における通知について準用する。

（筆界特定書の更正）

第二百四十六条　［同上］

2　筆界特定登記官は、筆界特定書を更正したときは、申請人に対し、更正の内容を通知するとともに、更正した旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。法第百三十三条第二項及びこの省令第二百十七条第二項の規定はこの場合における通知について、同条第一項の規定はこの場合における公告について、それぞれ準用する。

附　則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月二十一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（会長　大隅　英貴）の申請に係る家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年四月二十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

家庭電気製品の製造販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更後の欄の下線の表示部分を加える。

変更後	変更前
（不当表示の禁止） **第４条**　（略） ２　事業者は、自己の供給する家電品の取引について行う表示であって、一般消費者が当該事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示（ステルスマーケティング）をしてはならない。	（不当表示の禁止） **第４条**　（略）

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○厚生労働省告示第二百二十二号

あくん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、令和八年産あくんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

令和八年五月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

種類	栽培区域	納付期限
甲種研究栽培者	北海道名寄市 茨城県つくば市 東京都小平市 長崎県長崎市 鹿児島県熊毛郡中種子町	令和八年九月三十日 令和八年八月三十一日

○国土交通省告示第六百三十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　近畿自動車道天理吹田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大和郡山市伊豆七条町二七二番一から同市横田町一三九四番二まで	変更前	最大 二二九 最小 一一二	七〇四
	後	最大 二二八 最小 五六	

○国土交通省告示第六百三十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
久留米市高良内町字十八三八七四番六から同市藤山町字柳ノ瀬二四三番四まで	前	最大 五五 最小 二七	七八一
	後	最大 二六一 最小 二九	

○国土交通省告示第六百三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1739	換気スリット・塗装繊維混入スラブせっこう板張／鋼製下地軒裏の防耐火性能に応じて評価する方法	2－6　耐火等級	トヨタホーム株式会社	愛知県名古屋市東区泉１丁目23番22号	令和８年４月28日
1740	換気スリット・塗装繊維混入スラブせっこう板張／鋼製下地軒裏の防耐火性能に応じて評価する方法	2－6　耐火等級	トヨタホーム株式会社	愛知県名古屋市東区泉１丁目23番22号	令和８年４月28日

○国土交通省告示第六百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1741	ポルトランドセメントと高炉スラグ微粉末の混入率の組合せによるコンクリートを評価する方法	3－1 劣化対策等級	日本スラグセメント・コンクリート技術研究会	千葉県市川市市川2－15－8 川光ビル1号館	令和8年4月28日

○国土交通省告示第六百三十五号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第百四条第一項の規定に基づき、船員法第百四条第一項の市町村長を指定する告示（平成十七年国土交通省告示第千三百八十六号）の一部を次のように改正し、令和八年七月一日から適用する。

令和八年五月二十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
都道府県	市町村長	地名略号		都道府県	市町村長	地名略号	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	
茨城県	（略）	（略）		茨城県	（略）	（略）	
	北茨城市長	北茨城			北茨城市長	北茨城	
					東茨城郡大洗町長	大洗	
（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）	

○近畿地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	大和郡山市下三橋町六六八番四から同市下三橋町七四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年五月二十一日

○近畿地方整備局告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

令和八年五月二十一日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百六十八号	奈良県吉野郡十津川村大字七色一五四番一から同村大字七色一五五番四三、同村大字桑畑一一六番一、同村大字猿飼字日浦三八七番を経て同村大字平谷四一番一まで	改築	令和八年五月二十一日

国会事項

衆議院

議案提出

五月十九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）

令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

議案送付

五月十九日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防災庁設置法案

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

参議院

議事日程

五月二十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十四号

令和八年五月二十日（水曜日）

午前十時開議

第一　食育基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

五月十九日議員から次の議案が提出された。

内密出産に対応するための体制の整備等の促進に関する法律案（伊藤孝恵発議）（参第八号）

議案受領

五月十九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防災庁設置法案（閣法第一三号）

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一四号）

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（閣法第五〇号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

議案受領（予備審査）

五月十九日内閣から次の議案が送付された。

令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

議案付託

五月十九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三七号）　沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会に付託

報告書提出

五月十九日委員長から次の報告書を提出した。

食育基本法の一部を改正する法律案（衆第八号）審査報告書

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）審査報告書

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣高市早苗は五月十九日大韓民国へ出張のため出発した。（厚生労働省参事官）厚生労働事務官　今野憲太郎

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（五月十九日）

内閣府

（金融庁監督局長）内閣府事務官　伊藤　豊

金融庁長官に任命する

（金融庁総合政策局政策立案総括審議官）同　堀本　善雄

金融庁総合政策局長を命ずる

（金融庁総合政策局審議官）同　柳瀬　護

金融庁総合政策局総括審議官を命ずる

（財務省関東財務局金融安定監理官兼金融庁総合政策局審議官）財務事務官兼内閣府事務官　尾﨑　有

金融庁総合政策局審議官兼務を免ずる

内閣府事務官に任命する

金融庁総合政策局政策立案総括審議官を命ずる

（内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）内閣府事務官　伊藤　誠一

金融庁総合政策局審議官を命ずる

兼ねて金融庁総合政策局公文書監理官を命ずる

（金融庁総合政策局参事官）同　八幡　道典

（金融庁証券取引等監視委員会事務局次長）同　野崎　英司

金融庁総合政策局審議官を命ずる（各通）

（金融庁総合政策局参事官）同　若原　幸雄

兼ねて金融庁総合政策局審議官を命ずる

（同）同　山下　正通

金融庁総合政策局参事官を命ずる

（金融庁証券取引等監視委員会事務局長）同　井上　俊剛

金融庁企画市場局長を命ずる

（金融庁総合政策局総括審議官）同　石田　晋也

金融庁監督局長を命ずる

（金融庁総合政策局審議官兼金融庁総合政策局公文書監理官）同　川﨑　暁

金融庁総合政策局公文書監理官兼務を免ずる

内閣府に出向させる

（金融庁総合政策局審議官）同　長岡　隆

財務省に出向させる

金融庁長官

（金融庁総合政策局長）内閣府事務官　井藤　英樹

（金融庁企画市場局長）同　屋敷　利紀

（金融庁総合政策局審議官兼金融庁総合政策局公文書監理官）同　油布　志行

願により本官を免ずる（各通）（以上七年七月一日）

（金融庁総合政策局審議官）内閣府事務官　三好　敏之

金融庁金融国際審議官を命ずる

（金融庁総合政策局参事官）同　岡田　大

金融庁総合政策局審議官を命ずる

金融庁金融国際審議官　有泉　秀

願により本官を免ずる（以上七年七月二十二日）

金融庁

（総合政策局総務課長）内閣府事務官　田部　真史

兼ねて総合政策局総合政策課長を命ずる

（総合政策局総合政策課長）同　池田　賢志

財務省に出向させる（以上七年六月二十三日）

（証券取引等監視委員会事務局総務課長）内閣府事務官　細田　均

財務省に出向させる

（総合政策局リスク分析総括主任統括検査官）同　向山　央

（総合政策局リスク分析総括統括検査官）同　中島　偉全

願により本官を免ずる（各通）（以上七年六月三十日）

（総合政策局秘書課長）内閣府事務官　島崎　征夫

総合政策局参事官を命ずる

（総合政策局総務課長兼総合政策局総合政策課長）同　田部　真史

総合政策局参事官を命ずる

（総合政策局リスク分析総括長）同　大城　健司

（総合政策局リスク分析総括企画官）同　宮本　孝男

総合政策局参事官を命ずる（各通）

（総務省情報通信政策研究所調査研究部長）総務事務官　高本　純

内閣府事務官に任命する

総合政策局参事官を命ずる

（財務省大臣官房参事官）財務事務官　八木　瑞枝

内閣府事務官に任命する

総合政策局秘書課長を命ずる

（監督局銀行第一課長）内閣府事務官　大江　亨

総合政策局総務課長を命ずる

（総合政策局総務課課長補佐）同　園田　周

総合政策局総務課国際室長を命ずる

（財務省主計局主計官）財務事務官　今野　治

内閣府事務官に任命する

総合政策局総合政策課長を命ずる

（総合政策局参事官）内閣府事務官　清水　茂

総合政策局リスク分析総括課長を命ずる

（預金保険機構総務部次長）竹内　信近

（財務省福岡財務支局理財部長）林　秀憲

財務事務官

内閣府事務官に任命する

総合政策局付を命ずる（各通）

（企画市場局総務課長）内閣府事務官　繁本　賢也

兼ねて企画市場局企業開示課長を命ずる

（監督局総務課長）同　木村　隆

兼ねて監督局銀行第一課長を命ずる

（総合政策局参事官）同　永山　玲奈

監督局資産運用課長を命ずる

（財務省北陸財務局理財部長）財務事務官　白藤　文祐

内閣府事務官に任命する

監督局付を命ずる

（預金保険機構金融再生部長）齋藤　馨

内閣府事務官に任命する

証券取引等監視委員会事務局長を命ずる

（財務省大臣官房付）財務事務官　木股　英子

内閣府事務官に任命する

証券取引等監視委員会事務局次長を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局特別調査課長）内閣府事務官　水谷　剛

証券取引等監視委員会事務局総務課長を命ずる

兼ねて証券取引等監視委員会事務局特別調査課長を命ずる

（財務省関東財務局甲府財務事務所長）財務事務官　野部　秀幸

内閣府事務官に任命する

証券取引等監視委員会事務局付を命ずる

（総合政策局審議官兼公認会計士・監査審査会事務局長）内閣府事務官　長岡　隆

公認会計士・監査審査会事務局長兼務を免ずる

（総合政策局審議官）同　野崎　英司

兼ねて公認会計士・監査審査会事務局長を命ずる

（総合政策局参事官兼公認会計士・監査審査会事務局総務試験課長）同　中島　康夫

公認会計士・監査審査会事務局総務試験課長兼務を免ずる

公認会計士・監査審査会事務局総務試験課長を命ずる

（企画市場局企業開示課長）同　野崎　彰

（監督局主任統括検査官）同　加藤　光伸

（同）同　黒沼　進

（証券取引等監視委員会事務局統括検査官）同　坂部　一夫

財務省に出向させる（各通）

（総合政策局参事官）同　松島　研
総務省に出向させる
（財務省関東財務局証券取引等監視官）財務事務官　八木原栄二
内閣府事務官に任命する
総合政策局付を命ずる
願により本官を免ずる（以上七年七月一日）
（財務省理財局計画官）財務事務官　横山　玄
内閣府事務官に任命する
総合政策局参事官を命ずる
（総合政策局付）内閣府事務官　安富　稔晃
（監督局銀行第二課地域金融生産性向上支援室長）同　和田　良隆
（消費者庁消費者政策課企画調整官）同　安達　ゆり
総合政策局参事官を命ずる（各通）
（総合政策局秘書課企画官兼総合政策局秘書課情報化統括室長）同　齊藤　貴文
総合政策局秘書課情報化統括室長兼務を免ずる
（総合政策局秘書課課長補佐）丸尾　和義
総合政策局秘書課人事調査官を命ずる
（金融経済教育推進機構経営戦略部長）桑田　尚
内閣府事務官に任命する
総合政策局秘書課管理室長を命ずる
兼ねて総合政策局秘書課情報化統括室長を命ずる
（総合政策局リスク分析総括課課長補佐）内閣府事務官　青崎　稔
総合政策局総務課国際室長を命ずる
（総合政策局総合政策課課長補佐）村木　圭
（公認会計士・監査審査会事務局審査検査課課長補佐）榎本雄一朗
総合政策局総務課企画官を命ずる（各通）
（総合政策局リスク分析総括課特別検査官）有光　徹
総合政策局総務課国会連絡調整官を命ずる
（総合政策局付）竹内　信近
総合政策局リスク分析総括課情報・分析室長を命ずる
（総合政策局リスク分析総括課課長補佐）齋藤　豊
総合政策局リスク分析総括課企画官を命ずる
（総合政策局付）林　秀憲
総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整官）三浦　俊
（監督局銀行第二課課長補佐）北村　剛士
総合政策局リスク分析総括課主任統括検査官を命ずる（各通）
（総合政策局リスク分析総括課特別検査官）亀井　秀明
（同）森島　和典
総合政策局リスク分析総括課統括検査官を命ずる（各通）
（総合政策局参事官）同　宮本　孝男
（総合政策局総合政策課課長補佐）松田　泰幸
（監督局総務課信用機構対応室長）同　岸本　学
（監督局銀行第二課課長補佐）山崎　彩
総合政策局付を命ずる（各通）
（企画市場局企業開示課企画官）今泉　宣親
企画市場局総務課調査室長を命ずる
（総合政策局総務課国際室長）園田　周
企画市場局総務課企画官を命ずる
（企画市場局総務課長兼企画市場局企業開示課長）同　繁本　賢也
企画市場局企業開示課長兼務を免ずる
（総合政策局付）小長谷章人
企画市場局企業開示課長を命ずる
（同）同　守屋　貴之
（企画市場局市場課金融取引官）同　太田　昌男
企画市場局企業開示課企画官を命ずる（各通）
（総合政策局リスク分析総括課金融サービス仲介業室長）同　松島　義光
（監督局付）同　白藤　文祐
監督局主任統括検査官を命ずる（各通）
（総務省情報流通行政局総務課調査官）総務事務官　松本　修
内閣府事務官に任命する
監督局総務課監督企画官を命ずる
（企画市場局企業開示課企画官）
内閣府事務官　古角　壽雄
監督局総務課監督企画官を命ずる
（監督局総務課長兼監督局銀行第一課長）同　木村　隆
監督局銀行第一課長兼務を免ずる
（総合政策局参事官）同　三浦　知宏
監督局銀行第一課長を命ずる
（企画市場局総務課企画官）同　萬場　大輔
監督局銀行第二課地域金融生産性向上支援室長を命ずる
（総合政策局参事官）同　澤飯　敦
監督局銀行第二課協同組織金融室長を命ずる
（監督局特別検査官）同　平尾　彰史
監督局保険課損害保険・少額短期保険監督室長を命ずる
（総合政策局リスク分析総括課統括検査官）同　佐藤　欣也
監督局保険課監督企画官を命ずる
（デジタル庁統括官付参事官）
デジタル事務官　白井　宏幸
内閣府事務官に任命する
証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課長を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局証券検査監理官）内閣府事務官　豊永　康史
証券取引等監視委員会事務局証券検査課長を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局統括特別調査官）同　田中　賢次
証券取引等監視委員会事務局取引調査課長を命ずる
（消費者庁参事官）同　柳沢　信高
証券取引等監視委員会事務局開示検査課長を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局総務課長兼証券取引等監視委員会事務局特別調査課長）同　水谷　剛
証券取引等監視委員会事務局特別調査課長兼務を免ずる
（総合政策局総務課企画官）同　和瀬幸太郎
証券取引等監視委員会事務局統括検査官）同　宇根　靖子
証券取引等監視委員会事務局総務課情報解析室長を命ずる
（同）同　平田　聡
証券取引等監視委員会事務局証券検査課国際証券検査室長を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局証券検査課長）同　野原　哲也
証券取引等監視委員会事務局証券検査監理官を命ずる
兼ねて総合政策局リスク分析総括課金融サービス仲介業室長を命ずる
（総合政策局リスク分析総括課情報・分析室長）同　宇根　賢治
（総合政策局秘書課人事調査官）
同　柳原　栄市
（監督局証券課証券監督専門官）
同　丹野慎太郎
（証券取引等監視委員会事務局付）同　野部　秀幸
証券取引等監視委員会事務局統括検査官を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局総括証券調査官）同　西嶋　誠
（証券取引等監視委員会事務局主任証券調査官）同　星山　和夫
証券取引等監視委員会事務局統括調査官を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局主任証券取引審査官）同　松田　裕士
（証券取引等監視委員会事務局主任証券調査官）同　飛田　晃一
証券取引等監視委員会事務局統括特別調査官を命ずる（各通）
（公認会計士・監査審査会事務局審査検査課公認会計士監査検査室長）同　井戸田秀人
公認会計士・監査審査会事務局審査検査課長を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局総括証券調査官）同　五十嵐裕夫
公認会計士・監査審査会事務局審査検査課公認会計士監査検査室長を命ずる

（証券取引等監視委員会事務局開示検査課長）同　森島　英之
消費者庁に出向させる
（監督局総務課監督企画官）同　佐藤　栄一
総務省に出向させる
（監督局銀行第二課協同組織金融室長）同　金ヶ﨑郁弘
（総合政策局付）同　玉川　英資
財務省に出向させる（各通）
（総合政策局リスク分析総括課主任統括検査官）同　橋本　康司
中小企業庁に出向させる
（総合政策局参事官）同　大澤　清司
（総合政策局リスク分析総括課主任統括検査官）同　山田　靖昭
（監督局統括検査官）同　坂井　平典
（監督局総務課監督企画官）同　東原　都男
（証券取引等監視委員会事務局総務課情報解析室長）同　酒井　和也
（証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課長）同　横尾　則幸
（証券取引等監視委員会事務局証券検査課国際証券検査室長）同　神田　孝司
（証券取引等監視委員会事務局取引調査課長）同　竹内　肇
（公認会計士・監査審査会事務局審査検査課長）同　芳賀　裕司
願により本官を免ずる（各通）（以上七年七月八日）
（総合政策局政策立案総括審議官）内閣府事務官　尾﨑　有
兼ねて総合政策局国際総括官を命ずる
（総合政策局付）同　岸本　学
総合政策局参事官を命ずる（以上七年七月二十二日）
（水産庁漁政部漁政課課長補佐）農林水産事務官　菓子野　慧
内閣府事務官に任命する
企画市場局総務課信用法制企画調整官を命ずる
（東京高等検察庁検事）検事　関根　澄子
兼ねて内閣府事務官に任命する
兼ねて証券取引等監視委員会事務局次長を命ずる
（東京高等検察庁検事兼証券取引等監視委員会事務局次長）小川理津子
証券取引等監視委員会事務局次長兼務を免ずる
（企画市場局総務課信用法制企画調整官）内閣府事務官　宮部　大輝
農林水産省に出向させる（以上七年八月一日）

最高裁判所

仙台簡易裁判所判事　池田　敬
福島簡易裁判所判事に補する
福島簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（五月十二日）

○定年退官
簡易裁判所判事久保田祐司は五月十一日限り定年退官
簡易裁判所判事木田正彦は五月十三日限り定年退官

皇室事項

行幸啓
天皇皇后両陛下は、愛媛県において開催された第七十六回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月十六日午前九時二十二分御出門、同県へ行幸啓、同月十七日午後八時四十五分還幸啓になった。

御祝電
天皇陛下は、カメルーンの国祭日につき、五月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

櫛田川水系、宮川水系、網走川水系及び相模川水系に係る河川整備基本方針の変更について
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和八年四月三十日に、櫛田川水系、宮川水系、網走川水系及び相模川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。
令和八年五月二十一日
国土交通大臣　金子　恭之

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和八年五月二十一日
国土交通大臣　金子　恭之
一　登録海技免許講習実施機関の名称　独立行政法人海技教育機構
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
（変更前）田島　哲明
（変更後）佐々　明
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和八年五月二十一日
国土交通大臣　金子　恭之
一　登録船舶職員養成施設の名称　独立行政法人海技教育機構
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
（変更前）田島　哲明
（変更後）佐々　明
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和八年五月二十一日
国土交通大臣　金子　恭之
一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　独立行政法人海技教育機構
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名
（変更前）田島　哲明
（変更後）佐々　明
三　変更年月日　令和八年四月一日

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

福岡市中央区港三丁目３番14号**福岡造船株式会社**の工場財団に福岡市中央区港三丁目３番14号福岡造船株式会社本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年５月21日　　福岡法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://monitas.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　四十頁（号外第九十二号）

令和八年五月二十一日

東京都港区芝公園二丁目六番三号芝公園フロントタワー

（甲）株式会社モニタス

代表取締役　林　秀紀

東京都港区港南二丁目一六番一号

（乙）株式会社マクロミル・サウスイーストアジア

代表取締役　柴原　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十九日

掲載頁　二〇四頁（号外第二一七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　六十六頁（号外第一五九号）

令和八年五月二十一日

東京都品川区西品川一丁目一番一号

（甲）ほけんの窓口グループ株式会社

代表取締役　猪俣　礼治

山口県周南市五月町一番三八号

（乙）株式会社保険ひろば

代表取締役　河野　雄一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一、乙二、乙三、乙四、乙五の権利義務全部を承継して存続し乙一、乙二、乙三、乙四、乙五は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十頁（号外第九十号）

（乙一）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一一頁（号外第八十五号）

（乙二）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一一頁（号外第八十五号）

（乙三）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一三頁（号外第八十五号）

（乙四）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一四頁（号外第八十五号）

（乙五）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一五頁（号外第八十五号）

令和八年五月二十一日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー

（甲）株式会社リンク・インタラック

代表取締役　柿木　秀雄

岩手県盛岡市中央通一丁目一一番一七号

（乙一）株式会社インタラック北日本

代表取締役　西山　邦徳

千葉県千葉市中央区新町一番地一七

（乙二）株式会社インタラック関東北

代表取締役　二ノ宮直也

神奈川県横浜市中区長者町五丁目八五番地

（乙三）株式会社インタラック関東南

代表取締役　石川　和希

静岡県浜松市中央区伝馬町三一一番地の一四

（乙四）株式会社インタラック関西東海

代表取締役　三室　明弘

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目一七番三八号

（乙五）株式会社インタラック西日本

代表取締役　岡元　正久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十六日
掲載頁　六十頁（号外第九十号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十日
掲載頁　一一二頁（号外第八十五号）

令和八年五月二十一日
東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー
（甲）株式会社リンクソシュール
代表取締役　白藤　大仁
東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー一五階
（乙）ジャパンストラテジックファイナンス株式会社
代表取締役　堀場　俊史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　八十九頁（号外第一四四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一九頁（号外第一六一号）

令和八年五月二十一日
東京都港区赤坂一丁目一二番三二号
（甲）森ビル・インベストメントマネジメント株式会社
代表取締役　山本　博之
東京都港区六本木六丁目七番六号
（乙）森ビル不動産投資顧問株式会社
代表取締役　儀部　英之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十一日
東京都中央区日本橋三丁目二番一四号
（甲）株式会社Ｃｏｌｏｒ
代表取締役　村上　美晴
東京都中央区京橋二丁目八番七号
（乙）セントケア・ホールディング株式会社
代表取締役　藤間　和敏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月三十日
掲載頁　十二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月三十日
掲載頁　十二頁

令和八年五月二十一日
東京都港区芝浦四丁目一二番三三号
（甲）株式会社ＭＯＧＡ・ＢＲＯＯＫ
代表取締役　金子　香菜
東京都千代田区神田錦町一丁目一四番地一一
（乙）株式会社ＭＯＧＡ・ＢＲＯＯＫＨＤ
代表取締役　戸田　学

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月十八日
掲載頁　一五九頁（号外第二〇九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月二十四日
掲載頁　九十六頁（号外第二一三号）

令和八年五月二十一日
東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地
（甲）株式会社インテージヘルスケア
代表取締役　村井　啓太
東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地
（乙）株式会社インテージリアルワールド
代表取締役　佐藤　暢章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月二十一日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十四日
掲載頁　十一頁

令和八年五月二十一日
大阪市住吉区千躰二丁目二番二四号
（甲）ニューラルマーケティング株式会社
代表取締役　石垣　義則
東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
（乙）ニューラルエンジニアリング株式会社
代表取締役　中野　匡洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月八日
掲載頁　一〇三頁（号外第一〇三号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年五月一日
掲載頁　四頁

令和八年五月二十一日
大阪府箕面市箕面三丁目三番七八号
（甲）株式会社ＵＧ不動産
代表取締役　宇都宮受仁也
大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第３ビル二九階一一一一号室
（乙）株式会社ＵＧ・宇都宮
代表取締役　宇都宮俊晴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の訪問マッサージ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十一日
千葉県船橋市坪井東一丁目二九番五号
（甲）合同会社ルコント
代表社員　原　正樹
千葉県市川市宮久保一丁目二八番五号サンハイツ二〇二号室
（乙）合同会社寿楽
代表社員　山田　昌俊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のマネジメントサービスビジネス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　六十六頁（号外第一三五号）

（乙）掲載　https://www.ntt-at.co.jp/company/assets/49th_kessan-2024.pdf

令和八年五月二十一日
東京都武蔵野市中町一丁目一九番一八号
（甲）ＮＴＴ－ＡＴシステムズ株式会社
代表取締役　河野　真之
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（乙）ＮＴＴアドバンステクノロジ株式会社
代表取締役　伊東　匡

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ダイブ（乙、住所東京都新宿区新宿二丁目一番一二号ＰＭＯ新宿御苑前二階）の労働者派遣事業及び有料職業紹介事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十一日

東京都新宿区新宿二丁目一番一二号ＰＭＯ新宿御苑前三階

代表取締役　株式会社ダイブ

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ダイブ（乙、住所東京都新宿区新宿二丁目一番一二号ＰＭＯ新宿御苑前二階）の宿泊事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十一日

東京都新宿区新宿二丁目一番一二号

株式会社ダイブローカル

代表取締役　野方慎太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十三日

掲載頁　八十八頁（号外第二三六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十六頁（号外第一〇七号）

令和八年五月二十一日

広島県尾道市新浜一丁目七番一六号

（甲）宮地弘商事株式会社

代表取締役　宮地　信俊

広島県尾道市新浜一丁目七番一六号

（乙）松山宮地弘商事株式会社

代表取締役　黒川　勝年

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十五頁（号外第一〇七号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十六頁（号外第一〇七号）

令和八年五月二十一日

広島県尾道市新浜一丁目七番一六号

（甲）株式会社宮地弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億二千九百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十一日

福島県双葉郡大熊町大字下野上字原一一二番四

ピクセルハイ株式会社

代表取締役　谷川　直哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億七千五百一万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十一日

東京都目黒区自由が丘二―一六―一二ＲＪ３

ＧＰバイアウトＳ株式会社

代表取締役　古川　徳厚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二十万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月七日

掲載頁　六十頁（号外第八十二号）

令和八年五月二十一日

東京都千代田区鍛冶町一丁目三番一号

株式会社ジーフォース

代表取締役　櫻井　英世

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十八日

掲載頁　五十二頁（号外第一〇九号）

令和八年五月二十一日

大阪市淀川区塚本二丁目二七番一一号

江本興産株式会社

代表取締役　島田　啓子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十一日

広島県東広島市豊栄町乃美七五〇番地一

合同会社ＣＯＮＴＡＣＴ

代表社員　中間　崇之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千百九十五万三千二百九十円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は令和八年四月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.hondacars-hakata.co.jp/corporate/index.html

令和八年五月二十一日

福岡県糟屋郡新宮町美咲一丁目五番二号

株式会社ホンダカーズ博多

代表取締役　武藤孝史朗

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日を効力発生日とする株式会社ライト（東京都北区神谷一丁目一八番四号）との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十一日

東京都北区神谷一丁目一八番四号

株式会社ムトウホールディングス

代表取締役　武藤　健一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億六千六百四万八千七百二十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月二十一日

福岡県久留米市荒木町荒木四八六番地四

ＳＷＫホールディングス株式会社

代表取締役　松尾　徹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億八千五百万円、資本準備金の額を十億八千五百万円減少し、それぞれ三億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月十九日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mclc.co.jp/corporate/domestic_network/

令和八年五月二十一日

東京都港区芝大門一丁目一番三〇号

菱化ロジテック株式会社

代表取締役　古田　泰幸

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千二百二十六万円、資本準備金の額を七千二百二十六万円減少し、それぞれ三千万円、三千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は令和八年六月十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://atdose.com/announces/

令和八年五月二十一日

神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰二丁目四一番地五四

アットドウス株式会社

代表取締役　中村　秀剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十一日

福島県二本松市油井字赤坂山二七番地

株式会社野地組

代表取締役　野地　武之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十一日

富山市奥田本町八番二四号

株式会社チューリップテレビ

代表取締役　山野　昌道

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十一日

岐阜県多治見市白山町五丁目三九番地

永大化学株式会社

代表取締役　奥村　隆之

旅行業協会ボンド保証制度保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者

㈠　旅行業の登録番号　観光庁長官登録旅行業第七一五号

㈡　名称、住所及び代表者の氏名　株式会社ＴＳトラベルサービス　東京都台東区上野五丁目二四番一一号　代表取締役　伊勢　拓央

二、当協会のボンド保証会員であった期間　平成十一年九月十四日から令和八年四月九日まで

三、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

四、第一号の旅行業者との旅行業務に関する取引で第二号の期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第四十八条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約に定める認証申出書及びボンド保証規程に定めるボンド弁済申請書を当協会に提出してください。なお、弁済限度額は、併せて金一億百万円です。

五、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第三号の保証金は第一号の旅行業者に取戻されます。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

一般社団法人日本旅行業協会

会長　髙橋　広行

任意清算公告

当法人は、令和八年五月十日をもって解散し、土地家屋調査士法第四十一条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十一日

東京都墨田区八広四丁目二番一―五〇二

土地家屋調査士法人八丁堀Ｒ

社員　沖本　剛志

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億五千八百九万七千三百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ３特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億三千五百二十七万八千六百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ10特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億二千八百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ15特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年五月二十一日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ16特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十一日

鳥取県鳥取市東町三丁目三〇七番地

社会医療法人明和会医療福祉センター

確定給付企業年金清算人　谷浦　陽二

訂正公告

令和七年九月三日（号外第一九九号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑦の「霞ヶ関国際診断事務所」とあるは「長岡不動産株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

長岡不動産株式会社

代表取締役　鄭　武壽

訂正公告

令和八年二月二十四日掲載の組織変更公告中、住所「岐阜県各務原市新鵜沼台四丁目一六〇番地」とあるは「神奈川県横浜市旭区白根八―四―七―五〇四」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十一日

神奈川県横浜市旭区白根八―四―七―五〇四

合同会社ありんこだよ

代表社員　山根　在

訂正公告

令和七年八月二十七日（号外第一九三号）掲載の株式会社ハース・ジャパンに係る所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告中、「名古屋市名東区西里町二丁目四一―三〇」とあるは「名古屋市名東区西里町二丁目四一―三〇六」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月二十一日　　扱　店

取消公告

令和八年四月七日（号外第八十二号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

また、令和八年五月十二日掲載の訂正公告を取消します。

令和八年五月二十一日

東京都千代田区鍛冶町一丁目三番一号

株式会社ジーフォース

代表取締役　櫻井　英世

正　誤

ページ	段	行	誤	正
（原稿誤り）				
六二		一六	「申請を行う年度」を「開設年度の前年度」	「申請を行う年度」を「開設年度の前年度」
九一	二	五	昭和23年１月31日	昭和23年１月22日
（原稿誤り）				
一三二	二	終りから一二	最後の住所福井県あわら市二面第38号23番地４	最後の住所福井県あわら市二面第38号23番地４ロジュマン芦原101号